

## 互助会からの書類等の配付について（依頼）

日ごろから教職員互助会事業に対し多大なご理解、ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。さて、例年この時期にお願いしております事務手続き等につきまして、次の表のとおり行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、必要な様式は互助会ホームページからダウンロードをお願いします。

時 期		予 定 事 項
3月	9日(月)	<b>(生活年金共済配当金支払通知書の配付日)</b> 第35回生活年金共済の配当金支払通知書の配付 →該当者に配付をお願いします。
	11日(水)	<b>(年度末退会届提出期限)</b> 互助会、振興会を任意退会する場合のみ必要です。 ※定年後に再任用となる場合は自動継続となりますので、退会を希望する場合は退会届の提出が必要となります。
	16日(月) ～18日(水)	<b>(永年勤続退職者旅行券引換券の配付期間)</b> 永年勤続退職者旅行券引換券を所属あて発送 梱包に同封する依頼文を確認のうえ、退職予定者へ手渡しによる配付、受領簿を4月15日(水)までに返送をお願いします。また、対象者の追加がありましたら、互助会までお知らせください。
	24日(火)	<b>(互助会ガイド発送期間)</b> 互助会ガイド所属あて発送（配付方法は梱包に同封する依頼文に記載します。） →退職予定者を含む全会員に年度内の配付をお願いします。 なお、令和2年度版会員証が綴じ込んであります。
	26日(木)	<b>(互助会ニュース第4号発送)</b> 各会員にお配りください。回覧用に1部追加してお送りします。
4月	1日(水)	<b>(新採用教職員 互助会加入依頼配付日)</b> 新採用辞令交付式にて「加入申込書」を互助会がお渡しします。
	2日(木)	<b>(教育委員会事務局等からの異動職員 互助会加入依頼発送日)</b> 互助会からご本人あてに学校メールで「加入申込書」をお送りします。
	1日(水) ～10日(金)	<b>(就学祝金請求書提出期間)</b> 給付金請求書は互助会ホームページの様式集からダウンロードしてください。
	14日(火) 30日(木)	<b>(新採用教職員等 互助会加入申込書 第1回締切)</b> <b>(新採用教職員等 互助会加入申込書 第2回締切)</b> →4月30日(木)までに互助会が受理した場合は、4月1日加入となり、リフレッシュ補助券の配付対象となります。また、5月分の給与で4月、5月分の会費を一括控除します。
5月	下旬	<b>(リフレッシュ補助券及び永年勤続会員旅行補助券)</b> リフレッシュ補助券及び永年勤続会員旅行補助券を一括して送付しますので、梱包に同封いたします配付要領に従って配付をお願いします。 →所属長受領書を6月15日(月)までに返送をお願いします。

## 新規採用教職員等の加入申込書提出要領

### 1 加入対象者（令和2年4月1日加入資格取得者）

- (1) 令和2年度新採用教職員
- (2) 教育委員会事務局等からの異動及び国大・県内交流等から戻られた方
  - ア 平成28年度以前に教育委員会事務局等へ異動された方
  - イ 平成29年4月1日以降教育委員会事務局等へ異動され、令和2年4月1日付けで戻られた方……互助会のみ異動前の会員資格が継続します。加入申込書は互助会欄は記入不要で振興会のみ記入し提出してください。（該当者には別途個別にご案内をします。）

### 2 提出書類

「加入申込書」（様式は辞令交付式で互助会からお渡しします。また、教育委員会事務局等から戻られた方には互助会から互助会ガイドとともに学校メールで送付します。）  
※加入申込書はホームページの様式集からダウンロードすることも可能です。

URLアドレス：<https://hamagojo.com/>

※所属長印、事務担当者印、申込者印（振興会分のみ）を忘れずに押印してください。

### 3 提出期限

- (1) 第1回締切日令和2年4月14日（火）必着
- (2) 第2回締切日令和2年4月30日（木）必着  
4月30日（木）までに互助会が受理した場合は、4月1日付の加入となり、会費は5月の給与から4月、5月分一括控除され、リフレッシュ補助券の配付対象者となります。

### 4 提出先

互助会事務局（振興会ではなく、互助会に提出してください。）

※直接振興会に届いた場合は、受理されませんのでご注意ください。

### 5 ご注意

- (1) 現在未加入で加入をご希望の方は随時受け付けますが、4月1日付の加入をご希望の場合は、加入申込書を3月30日（木）までにご提出いただければ4月分給与から会費の控除が始まります。（再任用の方は、互助会のみ加入となります。）
- (2) 互助会の会費は、毎月の給与から控除されます。
- (3) 加入後に退会されますと、再加入はできませんのでご注意ください。

令和 2 年 3 月 2 日

所属長 各位

横浜市立学校教職員互助会

## 令和 2 年度就学祝金の請求について（依頼）

貴所属の互助会会員の該当となる方（子どもが小学校・中学校等入学時）に対して、次の期間にご請求くださいますよう周知をお願いします。

給付金額	提出期間	支払期日	支払方法
20,000円	4月1日（水）～10日（金）	5月15日（金）	給与加算

- ・給付金請求書（第8号様式）は、互助会ホームページからダウンロードしてください。
  - ・互助会ホームページ <https://hamagojo.com/>
  - ・各種様式ダウンロードページ <https://hamagojo.com/youshiki/>
- ・会員番号は、7桁の職員番号を記入してください。
- ・入学児童生徒氏名のフリガナ及び入学年月は、必ず記入してください。
- ・子どもが小学校、中学校、義務教育学校（前期、後期課程）、特別支援学校（小・中）及び中高一貫教育学校附属中学校に入学するときに請求できます。
- ・夫婦で会員の場合、双方から請求できます。
- ・双子等の場合、それぞれ請求してください。
- ・給与に加算して給付金は支給します。給与明細書に記載されますので、確認してください。（請求書の振込先欄の記入は不要です。）
- ・教職員以外の会員は、5月15日（金）に、振込先欄に記入していただいた口座に振込みます。
- ・給付の請求は、事由の発生後2年間です。提出期間を過ぎた後でも受け付けますが、振込提出期間内にご請求いただいたものより、遅くなる場合があります。

連絡先：教職員互助会

電話 045-671-3581

FAX 045-222-3355